

令和 7 年度

中学生以上対象 消費者教育学習資料

保護者の方もお読みください

この冊子は  
ホームページでも  
見ることができます



# 知とく!

～きみもめざそう!消費者市民～



学校名

1 年 組 ( 番)

名前

2 年 組 ( 番)

3 年 組 ( 番)

鹿児島市消費生活センター

# 「消費者市民」を目指そう！

「消費者教育の推進に関する法律」では、誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて様々な場面で消費者教育を受ける機会が提供されることを定めるとともに、わたしたち消費者が、自分のことだけでなく、家庭や友達、さらには社会や地球環境のことも考え、自分で情報を収集し、学び考え、行動することを求めています。

私たちの消費行動が、現在や将来にわたって、日本や世界の社会情勢、地球環境に与える影響を自覚して行動する人を「消費者市民」と言います。

私たち一人一人が「消費者市民」となり、社会や環境のことを考え行動し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に関わる社会を「消費者市民社会」と言います。

この学習資料を通じて、「消費者市民社会」の実現をみんなで目指しましょう。

## 目次

※この本では、各テーマの初めに、活用できる教科書のページを記載しています。

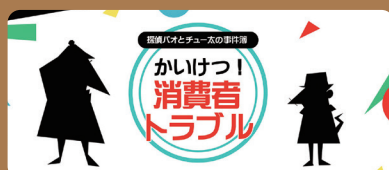
●主に活用できる教科書の単元・題材

家庭分野「技術・家庭(家庭分野)」開隆堂「消費生活・環境 P 262 ～ 291」

公民「新編 新しい社会 公民」東京書籍「私たちの暮らしと経済 P 132 ～ 141」

- 1 消費者が権利を実現し、責任を果たすと  
どのようなことが変わのでしょうか? ..... 2
- 2 「契約」って何? ..... 4
- 3 中学生から寄せられる契約トラブル(鹿児島市) ..... 7
- 4 中高生に多いトラブル(インターネットでのトラブル) ..... 8
- 5 知っておきたいクーリング・オフ制度 ..... 12
- 6 いろいろな購入方法 ..... 14
- 7 いろいろな支払い方法 ..... 15
- 8 商品の選び方を考えてみよう ..... 18

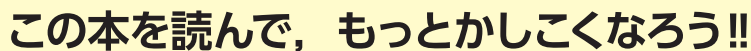
動画やクイズをとおして、契約や身近なトラブルをインターネットで楽しく学習できる小中学生向けウェブサイト「かいけつ! 消費者トラブル」があるよ。家の人とも見てみてね!







## START!



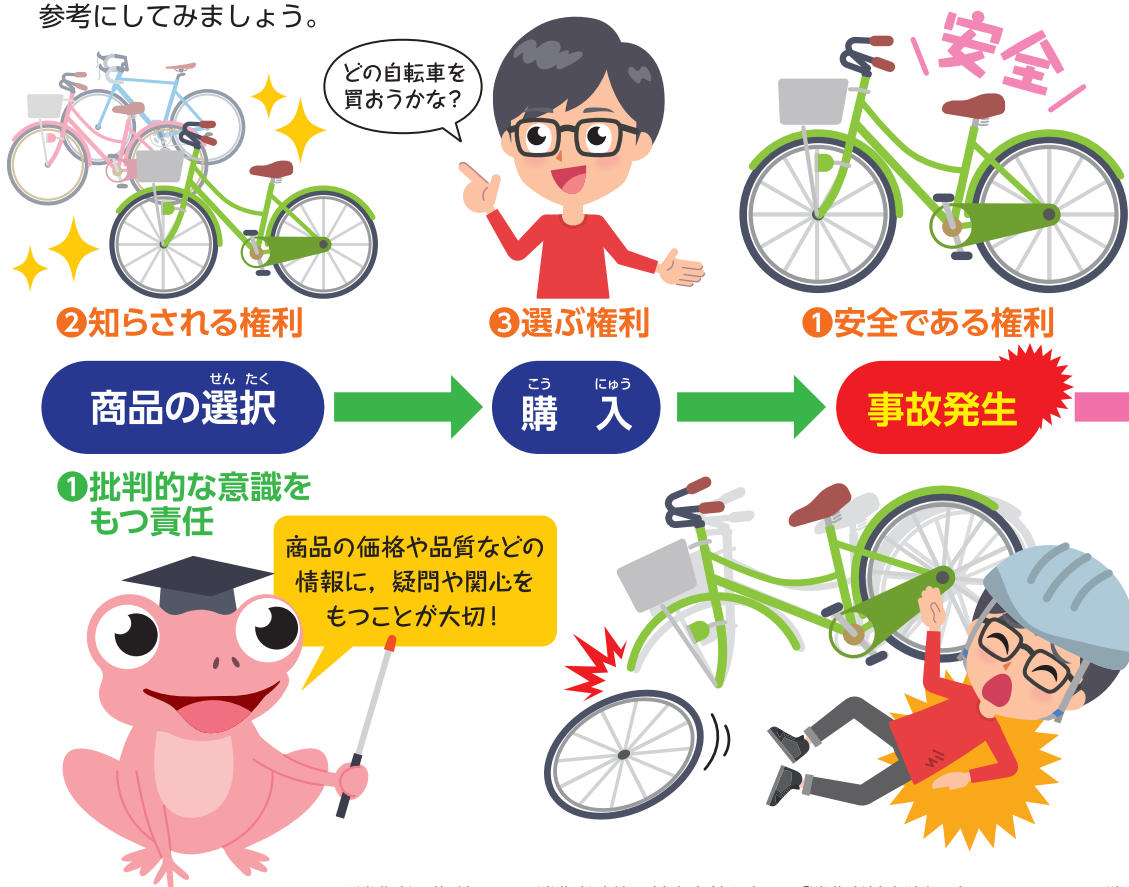
**次のページへGO**

# 1 消費者が権利を実現し、責任を果たすとどのようなことが変わるでしょう？

活用できる  
教科書のページ

家庭分野 P 274 ～ 277 「消費者の権利と責任」  
公 民 P 136 ～ 137 「消費者の権利を守るために」

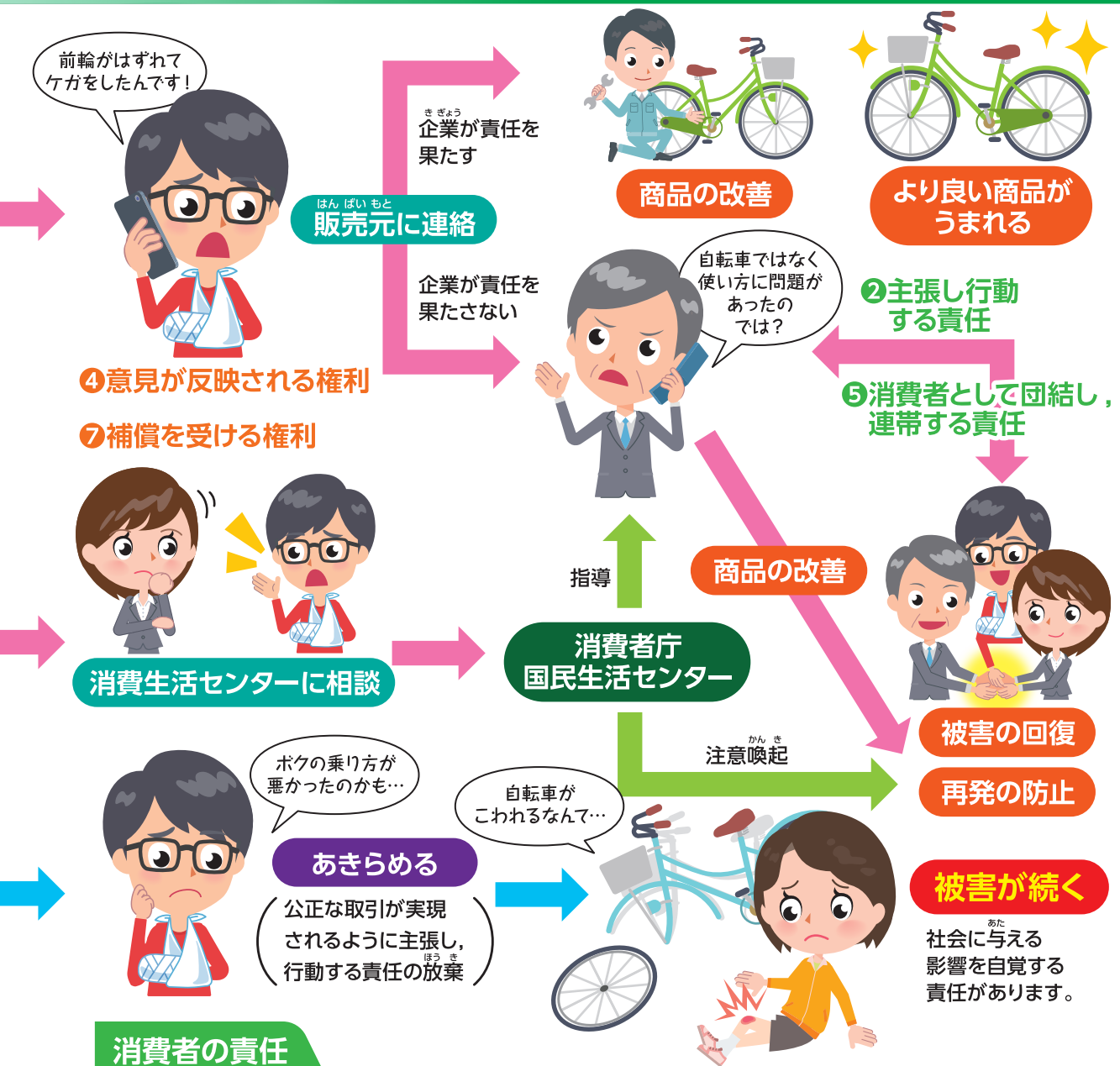
消費者の権利を実現するために、私たち消費者は何をしたらよいでしょうか。  
また、消費者が責任を果たすと、どのようなことが変わるでしょう。下の図を  
参考に見てみましょう。



★消費者の権利は、国の消費者政策の基本方針を定める「消費者基本法」に定められています。消費者の責任は国際的な消費者運動の機関である国際消費者機構（C I）が提唱したものです。

## 消費者の権利

|                     |                                                |
|---------------------|------------------------------------------------|
| ① 安全である権利           | 健康や命にかかわる危険な商品によって消費者が危害を受けることがないよう保障される。      |
| ② 知らされる権利           | 商品を選ぶ時に、正しい表示やお店の人から適切な情報を知ることができる。            |
| ③ 選ぶ権利              | 自分の意志で自由に商品やサービスを選択できる機会が保障される。                |
| ④ 意見が反映される権利        | 企業や消費生活センターなどに意見を申し出た時に、意見が反映されて対応策がとられる。      |
| ⑤ 消費者教育を受ける権利       | 被害や事故にあわないような消費者センスを身につけるため、事前に学校や家庭で学ぶ。       |
| ⑥ 生活の基本的ニーズが満たされる権利 | 生活に必要な物資やサービスを十分に手に入れることができる。                  |
| ⑦ 補償を受ける権利          | 被害を受けて企業や消費生活センターなどに相談した時に、被害を回復するために対応策がとられる。 |
| ⑧ 健康な環境の中で働き生活する権利  | 持続可能な社会環境の中で生活し、働くことができる。                      |



## 消費者の責任

|                             |                                                        |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------|
| ① 批判的な意識をもつ責任               | 与えられた情報をうのみにするのではなく「あれ? 何かおかしいな?」と疑問や関心をもつ。            |
| ② 主張し行動する責任                 | 買った商品に問題があった時に、販売元に問題の改善を求めたり、消費生活センターなどに相談する。         |
| ③ 自分の行動が他者(弱者)に及ぼす影響を自覚する責任 | 消費者の行動は、自分だけでなく、商品を生産する人達のくらしや社会全体に影響を与えていることを自覚する。    |
| ④ 自分の行動が環境に及ぼす影響を自覚する責任     | 環境に配慮した商品を選択したり、ゴミの出し方に配慮するなど、消費者の行動が環境に影響を与えることを自覚する。 |
| ⑤ 消費者として団結し、連帯する責任          | トラブルの解決のために、被害にあった人が一緒になって問題に立ち向かう。                    |

A. 権利を実現するために消費者がすべきことは?

B. 消費者が責任を果たすと、どのようなことが変わる?

# 2 「契約」って何？

活用できる  
教科書のページ

家庭分野 P 280 ～ 281 「売買契約の成立と解約」  
公 民 P 134 ～ 135 「契約と消費生活」

## 1 「契約」とは法律的な責任が生じる「約束」です

「契約」ってどんなことだと思いますか。大人がする複雑なものだと思いませんか。  
コンビニでお菓子を買ったり，バスに乗ったりすること，これらも実は「契約」なのです。  
下の絵のように，買い手と売り手のお互いの意思が一致（合意）すると，「契約」が成立します。  
「契約」とは，権利と義務が発生する法律で認められた約束行為なのです。



## 2 口約束は「契約」？

契約は，口約束だけでも成立します。

ただ，口約束は勘違いや忘れることがあるので，約束の内容を記録した「契約書」を残すのが大事です。契約書に押印やサインをすると，たとえ内容を読んでいなくても，契約書の内容に納得して契約したとみなされます。契約書は，よく読んで納得してからサインをし，必ず保管しておきましょう。

### Q1 次の中で契約でないものはどれでしょう？

(回答は21ページ)



① 電車に乗る



② 友達と遊ぶ約束をする



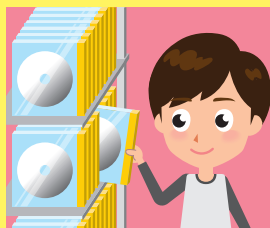
③ 通信販売を利用する



④ ツアーで旅行に行く



⑤ スマホを購入する



⑥ DVDをレンタルする



⑦ ハンバーガーを買う



⑧ 高校へ入学する



世の中のあらゆるものに  
契約が存在しているよ。  
契約はよく考えて慎重に！



契約が成立すると、買い手には商品やサービスを受け取るために、お金を支払う責任(義務)が生まれ、売り手には商品を渡したりサービスを提供したりする責任(義務)が生まれます。**自分だけの都合で、一方的にやめることはできないのです。**法律で認められた正当な理由がなければ、契約を解除したり取り消したりすることはできません。契約をするときは、よく考えて慎重にすることが大切です。

### 契約する前にチェック！

- ✓ それは今本当に必要なもの？
- ✓ 商品に見合った値段？
- ✓ 自分のおこづかいで買える？
- ✓ 契約の内容は確認した？

### 法律で契約の解除や取り消しが認められているのは…



① 未成年者の契約



② クーリング・オフが認められている場合



③ だまされたり、おどされたりした場合



④ 不当な勧誘行為があった場合



⑤ 相手が約束(契約内容)を守らなかった場合



⑥ 社会生活上の経験不足の不当な利用

など



## 4

## 未成年者の「契約」

未成年者が契約するには、保護者の同意が必要です。保護者の同意がないときは、契約を取り消すことができます。ただし、取り消されない場合もあります。

契約は慎重に行いましょう。

### 取り消されない未成年者の契約とは…

- ① おこづかい<sup>ていど</sup>程度のお金で契約した場合
- ② 自分は成年であると相手をだまして契約した場合
- ③ 成年後に支払いをした場合



### 未成年者の契約取消とは？

未成年者は、未成年者契約取消をすることができます。未成年者が成年になってからも、5年以内であれば未成年のときに行った契約は取り消すことができます。ただし、成年になって以降に商品の提供を受けたり、代金を支払った場合は、取り消すことはできません。

手続きは、未成年者自身からも保護者からでもできます。

(通知の出し方はP13クーリング・オフを参照)

### 契約取消通知

2025年4月11日、貴社の訪問販売においてサブプリメントの購入申込をしましたが、契約者の桜島桜子は未成年のため、この契約を取り消します。

また、私が貴社に支払った代金の2万円は、直ちに返し商品を引き取ってください。

2025年4月18日

鹿児島市〇〇町1-1

桜島 桜子

## 5

## 成年の「契約」

成年になると、自分の意志で契約ができますが、**その責任を負います**。契約には様々なルールがあり、知識がないまま安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。

成年になると未成年者の契約取消はできません。今のうちから契約に関する知識を学び、自分にとって必要な契約かを検討する力を身につけましょう。

### 18歳から成年(大人)に!

18歳の誕生日に成年になり、法律上、大人として扱われます。

### 成年になったらできること

- スマートフォンを契約すること
- 自分のクレジットカードを作ること
- 結婚<sup>けっこん</sup>すること など



# 3

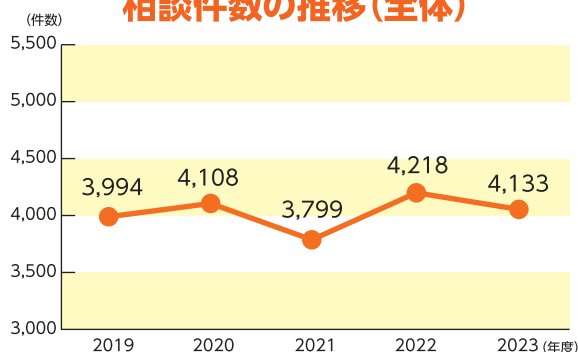
## 中学生から寄せられる契約トラブル(鹿児島市)

活用できる  
教科書のページ

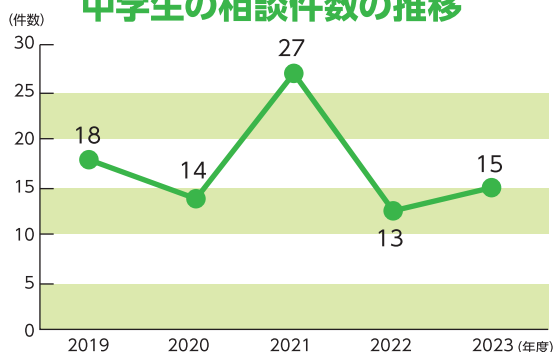
家庭分野 P 278 ~ 279 「身近に起こっている消費者被害」  
公 民 P 136 ~ 137 「消費者の権利を守るために」

鹿児島市消費生活センターでは、消費生活に関する様々な問合せや苦情相談に応じています。当センターに寄せられる中学生からの相談内容は、ほとんどがスマートフォンやパソコンでのインターネットの利用によるものです。また、相談内容はますます複雑・多様化しています。

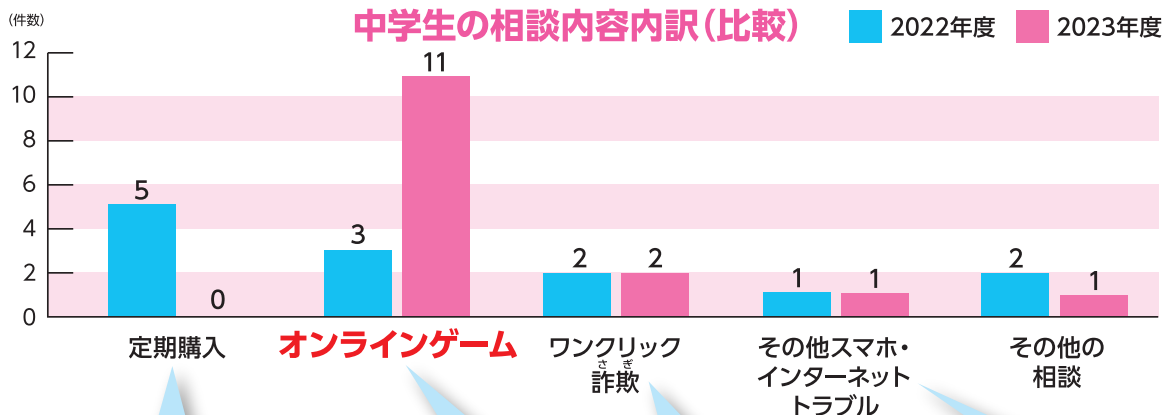
### 相談件数の推移(全体)



### 中学生の相談件数の推移



### 中学生の相談内容内訳(比較)



ダイエットサプリや脱毛クリームなどを格安で購入できると思って申し込んだところ、定期購入が条件となっていたとの相談

オンラインゲームの高額課金に関する相談

スマートフォンやパソコンで無料だと思いサイトを開いたら、突然登録料を請求されたとの相談

スマートフォンでネットを使いすぎ、高額な利用料金を請求されたという相談



インターネットでの契約トラブルには  
十分注意しましょう。

# 4 中高生に多いトラブル(インターネットでのトラブル)

活用できる  
教科書のページ

家庭分野 P 278 ~ 279 「身近に起こっている消費者被害」  
公 民 P 136 ~ 137 「消費者の権利を守るために」

最近では、スマートフォンやパソコンなどの普及にともない、中高生が様々なトラブルに巻き込まれるケースが増えています。スマートフォンなどの情報機器の使用上の注意点・トラブル事例をよく確認し、かしこく利用しましょう。

## 1 オンラインゲームのクレジット決済トラブル



クレジットカードを不正に利用することは、未成年者であっても責任を問われたり、保護者自身のカード管理責任などを問われたりする可能性があります。

オンラインゲームを始めるときは、**保護者に相談して、内容や料金を確認し、時間や金額などルールを決めて遊ぶようにしましょう。**

## 2 定期購入のトラブル



「通常価格15,000円がお試し価格300円に!」などの広告につられ、1回限りのつもりで申し込んだら定期購入の契約だったという相談が多く寄せられています。

**「本当に1回限りの申し込みか」「2回目以降の価格はどうか」「解約方法はどうなっているか」等契約の内容をよく確かめましょう。**

## 3

## インターネット通販



ネット通販で、欲しかった人気の商品を見つけ、購入しました。



お金を振り込み、商品が届きました。イメージと違ったが、返品交換が出来ませんでした。

ネット通販では、購入前に実物を見たり手にとったりできないため、イメージと違う、サイズが合わないなどのトラブルがあります。

事前に返品の可否や条件があるか、事業者の所在地や固定電話番号の記載があるかなどを確認し、納得したうえで申し込みましょう。

## 4

## ワンクリック詐欺



これは犯罪の手口の一つで、消費生活センターでも特に相談の多い事例です。

お金を振り込んだり、業者に連絡したりせず、すぐに保護者や消費生活センターに相談しましょう。

請求画面が消えないときは、情報処理推進機構 (I PA) のHPを参照してください。

<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/index.html>

パソコンや携帯電話でインターネットを使って行う契約について2段階の画面がもうけられていなければ、契約は無効 (最初から契約がなかったことになります) です。

## 【2段階の画面がもうけてある例】

|                                                                                            |                                              |       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-------|
| 申し込み画面                                                                                     | 【説明】○○○○<br>○○○○○○○○<br>○○○○○○○○<br>○○○○○○○○ | 確認画面  |
| <br>商品A | 商品Aの購入を申し込む<br>ことになります。よろし<br>いですか?          |       |
| 購入します                                                                                      | OK                                           | キャンセル |



トラブルに巻きこまれて困ったときは、一人で悩まず、信頼できる大人や消費生活センターに相談しましょう。

相談窓口

● 鹿児島市消費生活センター 099-808-7500  
● 消費者ホットライン 188

## ロールプレイング

# あなたならどうする？

A子は最近、スマホで「ライブ配信サービス」を視聴することにはまっています。

**A子**：見てみて！この子のライブ配信！今めちゃ推しなんだ！

**B美**：あー最近A子が推してる子じゃん。そんなに面白いの？

**A子**：この子、超かわいいし歌うまいんだよ。

課金して感想とかのコメント入れると返事してくれるんだ！

**B美**：え！返事くれるの！自分だけ特別って感じでうれしいかも。

**A子**：でしょ！親近感もわくよね！だけど高い課金しないと中々返事してくれないんだよね。それにやっぱ自分のコメントも先に読んでもらいたいしさ～  
今月はもうお小遣い使っちゃったから、来月分前借りして、もっと課金してみようか迷い中～

**B美**：えー、いったいいくらするつもり？



## Q2 あなたがB美さんなら、A子さんの話を聞いてどう思いますか？

(解説は21ページ)

## こんなところからもトラブルに!?



SNS上で表示される広告は、閲覧した履歴などに合わせて、興味・関心を惹かれる魅力あふれるものが次々と表示されます。

「あの有名人もお勧め！」「今だけ！」などの表現を使い、商品販売サイトへ誘導され、気が付いたらクリックして商品を購入していたなんてことも！！

インフルエンサーがお勧めしているのは広告のためかも？  
本当に信用できる情報なのかよく内容を確認しましょう。

こちらでもチェック！  
いろいろな消費者  
トラブルについて  
紹介しています

国民生活センター  
見守り情報





## この他にも、ネットには危険がいっぱい！

SNS、インターネットは便利な反面、思わぬトラブルに巻き込まれることがあるので注意が必要です。

### SNS利用時の注意

- SNS上で知り合った人や情報をうのみにしない  
書き込み内容が本当とはかぎりません。
- ネットいじめをしない  
誰かを苦しめ、悲しませる行為です。
- 個人情報をのせない(顔写真等含む)  
設定確認して、個人情報を守りましょう。
- 知らない人と会わない  
危険に巻き込まれるケースもあります。
- 事故の様子や悪ふざけ行為を投稿しない  
人を思いやり行動しましょう。

今度  
会おうよ

No!

知らない人には  
会わない！

### フィルタリングって知ってる？

鹿児島県内の中学生のスマートフォン(携帯電話含む)の所持率は、年々増加しています。インターネットの世界には私たちを狙う思わぬ落とし穴が潜んでいます。インターネット上の有害な情報から私達を守るため「フィルタリング」(有害サイトアクセス制限サービス)を設定しましょう。

#### フィルタリングとは

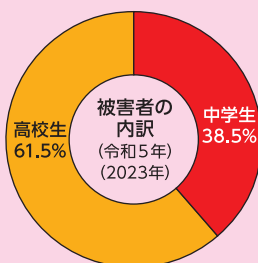
違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービスです。携帯電話事業者をはじめ各社がフィルタリングサービスを提供しており、年齢や家庭のルールに応じたカスタマイズが可能なものもあります。

No!



### 犯罪被害(鹿児島県) (鹿児島県警察本部発行「令和5年少年白書」より)

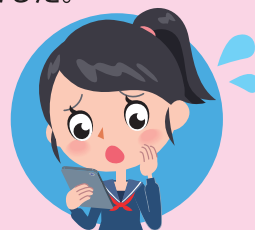
県内でSNS\*や出会い系サイトに起因する18歳未満の犯罪被害者(福祉犯)の約38%が中学生でした。被害者の多くがフィルタリングを設定していませんでした。



#### 被害の事例

C子はオンラインゲームで同年代のD子と仲良くなった。ある日、D子から提案されてお互いの下着姿の写真を交換した。

しかし、実はD子は男性のなりすましであり、「次は裸の写真を送らないと下着姿をばらまく」など脅迫される事態になった！



※この統計上、SNSとはウェブサイト及びアプリでの通信(オンライン)ゲームを含みます。



このようなトラブルに巻きこまれて困ったときは

鹿児島県警察総合相談電話 **#9110** へも相談ください

# 5 知っておきたいクーリング・オフ制度

活用できる  
教科書のページ

家庭分野 P 280 ~ 281 「売買契約の成立と解約」  
公 民 P 136 ~ 137 「消費者の権利を守るために」

クーリング・オフ制度は、訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち的な勧誘を受けて消費者が契約してしまったときに、**一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です**。“頭を冷やして考え直す”という意味からクーリング・オフ (Cooling-Off) 制度といいます。

## 1 クーリング・オフってどんなときにできるの？

例えば、訪問販売や電話勧誘販売などであれば、**原則としてすべての商品 (一部除外商品あり)**で契約書面を受け取ってから**8日間以内**、マルチ商法は、**20日間以内**であれば契約解除できます。

※自らの意思で行った契約でも、エステや語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療の一部などはクーリング・オフできる場合もあります。  
※本人の承諾があれば、契約書がメールで交付される場合もあります。



契約書面を受け取った日

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  |
| 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 |    |    |    |    |    |

この日の消印まで有効

## 2 クーリング・オフするとどうなるの？

**契約は初めからなかったことになり**、支払ったお金は戻り、**違約金 (契約を守らなかったときに払うお金) や損害賠償金を払う必要はありません**。

また、商品等を受け取っている場合は、販売会社の送料負担で引き取ってもらえます。ただし、下のような場合にはクーリング・オフできないので気をつけましょう。

### クーリング・オフができない主な例

- ① 店舗販売や通信販売 (インターネットを含む)
- ② 3千円未満で現金払いの契約
- ③ 使用・消費した化粧品や健康食品などの消耗品※
- ④ 自動車の契約
- ⑤ キャッチセールスでの飲食、カラオケなど

※消耗品は使っていてもクーリング・オフできる場合もあります。(販売員に商品を開けさせられたような場合など) 消費生活センターへ相談してください。



## Q3 クーリング・オフできる?できない?

(回答は21ページ)



① 路上で呼び止められ、店に連れていかれ美容セットを買わされた。



② テレビショッピングで限定100名様と宣伝していたアクセサリーを買った。



③ 電話で宅配ピザを注文したけれど、ピザよりお寿司が食べたくなった。

## 実際のクーリング・オフの文書を見てみよう

7日前、鹿児島花子さんは、街頭でアンケートに答えてほしいと呼び止められ事務所に連れていかれました。そこは、化粧品<sup>けしょうひん</sup>の会社で、美容セット<sup>すず</sup>の購入をしつこく勧められこわくなって契約をしてしまいました。

後になってよく考えてみたところ、自分には必要なかったので、花子さんはクーリング・オフをすることにしました。

- 契約日…………… 2025年4月1日
- 商品名…………… 「化粧品セット」
- 契約金額…………… 2万円
- 販売会社…………… ○○株式会社  
〒890-1234 鹿児島市○○町2-1
- 担当者…………… 契約 取蔵

郵便はがき

8901234

鹿児島市○○町2-1

○○○株式会社

代表者様

特定記録郵便

契約解除通知

契約年月日 2025年4月1日

商品名 化粧品セット

契約金額 2万円

販売会社名 ○○株式会社

担当者 契約 取蔵 氏

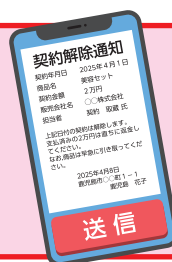
上記日付の契約は解除します。  
支払済みの2万円は直ちに返金してください。  
なお、商品は早急に引き取ってください。

2025年4月8日  
鹿児島市○○町1-1  
鹿児島 花子

### はがきの送り方の 注意点

- ★必ず表・裏をコピーし、**写しを保管**しておきましょう。
- ★配達方法は、**特定記録郵便**や**簡易書留**などで送りましょう。

クーリング・オフは、契約後でも決められた期間内であれば無条件で解除できる消費者の強い味方。2022年6月からはメールなどの電磁的記録でもクーリング・オフができるようになりました。



クーリング・オフの通知をメールで送る場合は、送信済のメール、送信記録画面のスクリーンショットなど、通知の内容和通知した日付がわかるものを証拠として残しておきましょう！

(未成年者の契約取消は、P6を参照)

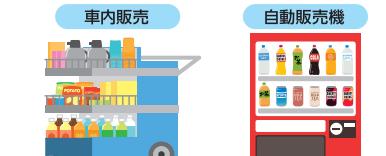
# 6 いろいろな購入方法

活用できる  
教科書のページ

家庭分野 P 270 ～ 271 「いろいろな購入方法」  
公 民 P 136 ～ 137 「消費者の権利を守るために」  
P 140 ～ 141 「消費生活を支える流通」

商品を購入する場合、直接お店に出向いて買い物をすることが多いですが、最近ではいろいろな購入方法があり、お店に行かないで商品を購入する機会が増えてきました。

購入方法と利用上の注意点についてしっかり整理しておきましょう！

| 購入方法                            | 形 態                                                                                                             | クーリング・オフ<br>(○をつけてみよう) |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| てん ぽ はん ばい<br>店舗販売<br>による購入     |                                | できる・できない               |
| 通信販売                            |                                | できる・できない               |
| とく しゅ<br>特殊な販売・<br>突然勧めら<br>れる等 | 訪問販売    キャッチセールス    マルチ商法<br> | できる・できない               |
| その他                             | 車内販売    自動販売機<br>            | できる・できない               |

店舗販売、通信販売などでも返品や交換に応じてくれる場合がありますが、これは一定期間内に無条件で申込みを解除できるクーリング・オフとは違います。

お店の好意や、返品特約によるもので、返品のコストや条件などは、お店の条件に従うことになります。



最近では、通信販売を利用する人が増えています。相手や商品を直接見ることができないため、トラブルにつながることも多くなります。海外の事業者には、特に注意が必要です。

信頼できる事業者の目安として、ジャドママークを確認しましょう。

ジャドママーク



公益社団法人日本通信販売協会会員  
The Japan Direct Marketing Association

日本通信販売協会の審査に  
合格した正会員の目印

「けうこうです」という言葉には、「賛成している」といった意味も含まれているため、承諾の意味にとられてしまうことがあります。断るときには誤解が生じないように、

「いりません」

「買いません」

「お断りします」

などとはっきり言いましょう。

ハッキリ断る！



上記イラストの「特殊な販売・突然勧められる等」以外はクーリング・オフできないよ！(P12参照)

# 7 いろいろな支払い方法

活用できる  
教科書のページ

家庭分野 P 272 ～ 273 「現金以外の支払い方法」  
公 民 P 138 ～ 139 「契約と支払い方法のあれこれ」

商品の代金は、現金で支払うことが多いですが、現代は、「カード社会」「キャッシュレス(現金を持ち歩かない)社会」と言われ、電子マネー、クレジットカードなどの現金以外の様々な支払い方法が利用されています。

## 1 支払い方法の種類

| 方 法            | 例                                                                                                                       | 特 徴                        |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 前 払 い          |  <b>ICカード(ラピカ等)</b><br>図書カード<br>商品券 など | 先に代金を支払って、記載された分だけの金額が使える。 |
| そく じ<br>即時 払 い |  <b>デビットカード</b><br>現金 など               | 商品と引き換えにその場で支払い、引き落としされる。  |
| 後 払 い          |  <b>クレジットカード など</b>                   | 商品を先に手に入れ、その代金を後で支払う。      |

## 2 電子マネーって？

### ●電子マネー・ICカード・スマートフォン

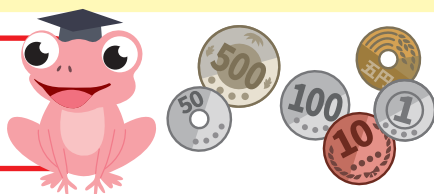


電子マネーとは、現金を持たずに買い物ができる「電子化されたお金」のことです。鹿児島市の電車やバス等で使われる「ラピカ」などのICカードやスマートフォンに同じ機能を組み込んだもの(おサイフケータイ)などがあります。

最近では、スマートフォンにクレジットカード、電子マネー、銀行口座などを登録し、お店でスマートフォンをタッチするなどして支払う方法もあります。



電子マネーの便利なところや気をつけなければいけない点について話し合ってみよう！

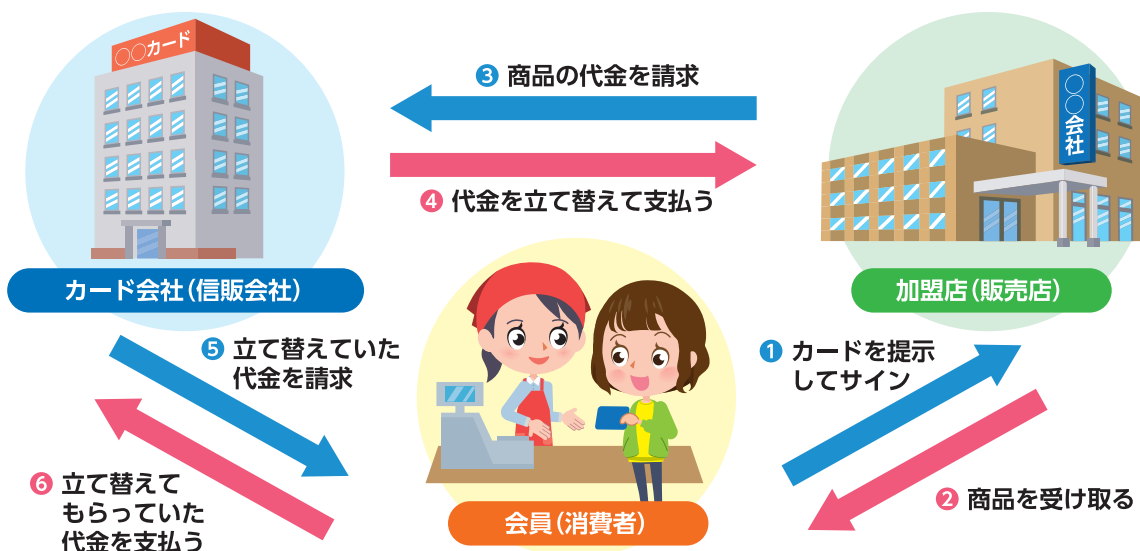




### 3

## クレジットカードのしくみ

クレジットには、「**信用**」という意味があり、商品などの代金を後で返済する約束のことをいいます。消費者がクレジットカードで買い物をすると、クレジット会社は消費者の信用をもとに、商品の代金を立て替えて販売店に支払います。消費者は、後日、立て替えてもらっていた代金をカード会社に支払います。



※成年になると保護者の同意がなくてもクレジットカードをつくることができますが、使う時はよく考える必要があります。

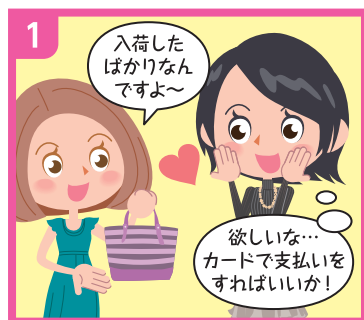
### 4

## クレジットカードを使う前に

クレジットカードを使うということは、「**借金**」をしていることと同じです。後日、期日内に返さなければいけないということを忘れてはいけません。

クレジットカードを利用する人の中には、何枚ものカードを持ち、どのくらい使ったのかわからなくなり、気がついたときには利子もふくらみ、自分の力では返せなくなっている人もいます。欲しいものを手に入れるためには、お金を貯めてから買うのが基本です。

**安易に利用することのないように、気をつけましょう！**



## クレジットカード払いの支払い回数・方法の違いを理解しよう！

クレジットカードには、複数の支払い方法があります。  
主な支払い方法の利点・注意点を確認しましょう。

| 支払い方法 | いっかつ<br>一括払い、2回払い                         | ぶんかつ<br>分割払い                                                                      | リボルビング払い(リボ払い)                                                                        |
|-------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 内 容   | 買い物の翌月または翌々月に一括(または2回)で支払う方法              | 3回以上に分割して支払う方法                                                                    | 毎月の支払い金額を一定に決めて支払う方法                                                                  |
| 利 点   | ●金利手数料がかからず、支払いも1回(または2回)ですむ。             | ●自由に支払い回数を決めることができるので、終了時期が分かりやすい。                                                | ●毎月の支払い額が一定のため、家計の管理がしやすい。                                                            |
| 注意点   | ●1回(または2回)で支払わなければならないため、1回あたりの支払い金額が大きい。 | ●商品代金のほかに金利手数料がかかるため、支払い総額が高くなる。<br>●分割払いで複数の買い物をすると、それぞれの支払いが重なるため月々の支払い金額が高くなる。 | ●支払い額は一定なので、買い物を重ねると、支払いが長引き、支払いがいつ終わるかわかりにくい。<br><div>支払い期間が長くなるので、金利手数料が高くなる！</div> |

P15で説明した、現金以外の方法で支払いをすることを、キャッシュレス決済と言います。

これらキャッシュレス決済のメリットは、現金を持ち歩かなくても支払いができる点です。

しかし、「どのくらいの金額を使ったかわかりにくい」「カードを落とし<sup>めす</sup>たり盗まれると他人に使われる可能性がある」などデメリットもあります。

キャッシュレス決済もお金と同じ価値がありますので、計画的な使い方や管理に十分注意しましょう！



# 8

## 商品の選び方を考えてみよう

家庭分野 P 266 ～ 267 「購入のときに考えること」  
公 民 P 132 ～ 133 「私たちの消費生活」

P 282 ～ 283 「自立した消費者になるために」  
P 172 ～ 173 「公害の防止から循環型社会の形成へ」

### ステップ1

### 計画的なお金の使い方を考えよう

あなたは有効なお金の使い方をしていますか？

例えば、限られた金額の中で買い物する時、何かを選ぶと別の何かを諦めないといけません。

この「**trade-off (トレードオフ)**」の考え方は計画的にお金を使うために大事なことです。この他にも、「**needs (必要なもの)**」と「**wants (欲しいもの)**」を区別し、自分の支払い能力や優先順位を考えて購入することも大事です。

お金には限りがあります。大人になって自分で自立した生活を送っていく中で、計画的に使わないと様々なトラブルに巻きこまれます。

オンラインゲームで  
つい課金をしてしまい  
多額の請求がきた

しょうどうで  
衝動的にネットで  
買い物をした

欲しい物が当たるまで  
買い続けてしまった



今のうちに、決められた金額内でやりくりする（コントロールする）力を身につけ、自分にとって「有効な」お金の使い方を考えてみよう！

余ったお金は  
おこづかいと合わせて  
貯金しておこう！

お店の入り口で  
被災地の復興活動への  
募金活動をして  
いたな...

お金を使い切るだけでなく、「貯金」や「募金・寄付」もまたお金の使い方の一つだね！



## ステップ2

## 未来の地球のために商品を選択しよう

商品を選ぶとき、単に「安い」「有名」だけの理由で選択することは、必ずしもかしこい選択ではありません。品質や安全性、環境に配慮された商品であるかなども確認して選ぶことが重要です。

容器はリサイクルできる？

たくさん入って  
お買い得だけど  
こんなに必要？

生産地は  
鹿児島？

賞味期限は  
いつまで  
かな？

### エシカル消費って知ってる？

エシカル(ethical)とは、「<sup>りん りてき</sup>倫理的」という意味です。自分たちが使う商品やサービスの裏側にどんな背景があるのか、どんな人がどのような場所でつくっているのかを考えながら消費する「人や社会、環境に配慮した消費行動」のことを「エシカル消費」といいます。



これはど  
こでたれが  
どのようにして  
作ったのかな？

これを選んで  
消費することは  
環境にいいこと  
なのかな？



※フェアトレードとは、環境に優しく、生産者の暮らしの改善や自立を実現するために、生産者と購入者の間で商品が適正な価格で売買されること。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGsとは、Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の頭文字をとったものです。2015年9月の国連サミットで採択されたこの目標は17のゴール・169のターゲットから構成されています。

## 今日からできる身近な取り組みが未来の地球を救う！

商品の手前どり

生産地を見て地産地消や被災地の商品を選ぶ

エコバッグやマイボトルを持ち歩く



鹿児島県産・被災地産



## まとめ

私たちが商品を購入することは「投票」することと同じです。たくさんある商品の中から投票された商品は更に生産されます。つまり、私たちの「投票」は**未来の社会に影響を与える**ことになるのです。

私たちの消費行動は社会とつながっています。一人一人の少しの取り組みが、**公正で持続可能な社会をつくっていく**こと意識しましょう！

中学生も一人の消費者です。この学習資料を通して、消費者市民社会の一員として自分たちに何ができるか、話し合ってみよう！



## ステップ3

## 実践!みんなで考えてみよう

あなたはEくんです。P18・19の「ステップ1」「ステップ2」を受けて、あなたはどれを選び、どれを選びませんか?理由も含めて考えてみよう!



今夜は僕が4人分のご飯を作るんだ。  
家にカレールーと玉ねぎが少しあったし、カレーを作るかな。お母さんに1,000円もらったんだけど、おつりは返さなくていいよって。せっかくだからデザートも買いたいな〜弟も食べたいって言ってたし。



### 《商品一覧》

- ① 豚肉 250g (鹿児島県産, 450円)
- ② 牛肉 350g (外国産, 300円)
- ③ 玉ねぎ (有機JASマーク付, 1個180円)
- ④ 玉ねぎ (3個入, 120円)
- ⑤ 人参 (1本70円)
- ⑥ 人参 (3本入, 150円)
- ⑦ ジャがいも (被災地産, 1個120円)
- ⑧ ジャがいも (3個入, 100円)
- ⑨ カレールー (1箱, 200円)
- ⑩ カレールー (賞味期限:本日, 100円)
- ⑪ プリン (2個入, 140円)
- ⑫ チョコレート (フェアトレードマーク付, 2個入300円)

たくさん入って  
お買い得だけど  
こんなに必要?

容器は  
リサイクル  
できる?

賞味期限は  
いつまでかな?

フェアトレード  
商品なんだ

生産地は  
鹿児島?



### 選んだ商品

|  |
|--|
|  |
|--|

### 選ばなかった商品

|  |
|--|
|  |
|--|

### 買う理由・買わない理由

《あなたの意見》

|       |
|-------|
| ----- |
| ----- |
| ----- |
| ----- |
| ----- |
| ----- |
| ----- |
| ----- |

《友だちの意見》

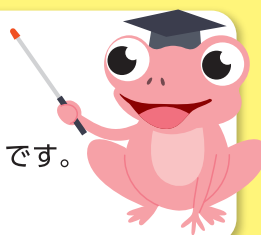
|       |
|-------|
| ----- |
| ----- |
| ----- |
| ----- |
| ----- |
| ----- |
| ----- |
| ----- |



P4

## Q1 次の中で契約でないものはどれでしょう？

法律的な責任を伴う契約でないのは、「②友達と遊ぶ約束をする」です。  
なお、⑧は入学金を支払い、学校に入学する在学契約です



P10

## あなたならどうする？

Q2

### あなたがB美さんなら、A子さんの話を聞いてどう思いますか？

解説：「ライブ配信サービス」の多くは無料で視聴できますが、ライブ配信者を応援する「投げ銭」は無料のものから高額なものまであります。

例えば「プリペイド（前払い）型電子マネーで、チャージした金額内で使っていたつもりが、いつの間にか金額を超えてしまい、キャリア決済（スマートフォンの利用額と合算されて商品等の代金を支払う決済方法）になり、高額な請求が来た」という事例もあります。

投げ銭もお金を使うことと同じです。課金する場合は上限を決めてしっかりと自主規制する、また、家族でネット利用にあたってのルールを決めるなど、よく考えて利用しましょう。



P12

## Q3 クーリング・オフできる？できない？

- ①は、キャッチセールスのためクーリング・オフできる。
- ②は、通信販売のためクーリング・オフできない。
- ③は、通信販売（電話での申し込み）のためクーリング・オフできない。



## 消費者教育学習資料 編集委員会

2023年3月編集時の所属で記載しています。

- |                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| ● 福満 一秀 (松元中学校)  | ● 前田 季恵 (南中学校)        |
| ● 大田 真琴 (長田中学校)  | ● 石窪 奈穂美 (県金融広報委員会)   |
| ● 杉元 翔太 (皇徳寺中学校) | ● 柿元 慶子 (市教育委員会学校教育課) |
| ● 三反田 直子 (紫原中学校) | ● 有村 久美子 (市消費生活センター)  |

## 鹿児島市消費生活センターのご案内

- 消費生活センターでは、みなさんのパートナーとして、契約に関する相談に応じたり、学校や地域に出向いてお話しする出張講座を行うなど、くらしのお手伝いをしています。
- 困ったなと思ったら、一人で悩まないで相談してください。

## 鹿児島市消費生活センター

相談電話

平日のみ 9時～17時15分

**099-808-7500**

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号(西別館1階)

ホーム  
ページ

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>

検索

消費者ホットライン  
相談電話(局番なし)

**188**

嫌や!泣き寝入り

- 平日は最寄りの消費生活相談窓口  
に接続されます。  
(土・日・祝日は10:00～16:00)

**相談無料**



## 消費者トラブル情報配信

鹿児島市 LINE 公式アカウントで、本市に寄せられる最新の消費者トラブル情報や身近な消費生活情報を配信しています。

「**鹿児島市 LINE 公式アカウント**」を友だち登録後、「**受信設定**」⇒  
「**消費者トラブル情報**」から必要な情報の受信設定をしてください。

